

本日の会議に付した事件

平成27年3月19日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第 2号 | 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第 3号 | 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第 4号 | 川南町税条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 5号 | 川南町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 6号 | 川南町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 7号 | 川南町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 15号 | 平成27年度川南町一般会計予算 |
| 日程第8 | 議案第 16号 | 平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第 17号 | 平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第 18号 | 平成27年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第 19号 | 平成27年度川南町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第 20号 | 平成27年度川南町介護認定審査会特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第 21号 | 平成27年度川南町介護保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第 22号 | 平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第 23号 | 平成27年度川南町水道事業会計予算 |
| 日程第16 | 同意第 1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 発議第 1号 | 川南町議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第18 | | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について |
| 日程第19 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |

出席議員(12名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	諸橋 司 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	押川 義光 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	中村 守 君		

午前9時00分開会

○議長（竹本 修君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時01分休憩

午前10時05分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1 議案第2号 「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を定めるについて」

日程第2 議案第3号 「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第3 議案第4号 「川南町税条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について」

日程第4 議案第5号 「川南町介護保険条例の一部改正について」

日程第5 議案第6号 「川南町営住宅管理条例の一部改正について」

日程第6 議案第7号 「川南町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部改正について」

以上、6議案を一括議題とします。本、6議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。本委員会に付託されました議案は、議案第2号「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を定める」について、議案第3号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」について、議案第4号「川南町税条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正」について、議案第5号「川南町介護保険条例の一部改正」について、議案第7号「川南町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部改正」について、です。これらの審査に当たりまして、3月13日から当局の説明を聴取し、慎重に審査を致しました。

議案第2号、3号、4号は、全員賛成で可決です。議案第5号、7号は賛成多数で可決すべきものと決定しました。議案第2号について報告します。

議案第2号「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を定める」については、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関し必要な事項を規定する必要があるため条例を定めるものです。保育料については、子育て世帯の負担軽減を図るため、国基準の5割程度とされるものです。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第3号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」については、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、消防団員の確保、処遇の改善、装備や教育訓練の充実について国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務付けられたことにより、今回消防団員の出勤旅費が見直されたものです。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第4号「川南町税条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正」については、現在督促手数料は、金融機関・役場窓口で納付するときのみ徴収されていますが、コンビニの窓口では納付書をバーコードで読み取るため、期限を過ぎていても督促手数料を徴収することができません。このため不公平が生じています。この不公平をなくすための条例改正です。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号「川南町介護保険条例の一部改正」につきましては、平成27年度から平成29年度を計画期間として、第6期介護保険事業計画に基づき改正を行うものです。

第1号被保険者の介護保険料は現在月4300円を1000円値上がり5300円に、年額5万1600円を1万2000円値上がり6万3600円になります。介護保険法の改正により、地域支援事業が大幅に見直されました。福祉課とまちづくり課、地域包括センターと連携して介護予防に力を入れてほしいとの意見がありました。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号「川南町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部改正」については、国が平成26年4月から消防団員の退職報償金を全階級で一律5万円引き上げるため、本町の消防功労金を引下げるものです。議案第3号の関連で火災等の出勤及び行方不明者の捜索については5000円に出勤手当が引き上げられることからトータルで考えてほしいとの説明です。現在確保されている功労金を下げる理由にはならない。消防団員の確保、消防活動の円滑化のためには処遇改善こそ大事ではないかとの意見がありました。

賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務厚生常任委員会に付託されました報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第6号「川南町営住宅管理条例の一部改正について」、審査の経過と結果について報告いたします。担当職員に出席を求め委員全員出席のもと審査しました。

議案第6号「川南町営住宅管理条例の一部改正について」ですが、警察から暴力団排除のため町営住宅条例に明記するよう要請されたことも受けて、暴力団員の排除にかかる措置の明確化を図る為、町営住宅の入居者要件に暴力団員でないことを加えるなどを内容とした条例の一部を改正するものです。具体的には、暴力団員であるときは、第12条で同居を承認しない、第13条で入居の承継を承認しない、第42条では住宅の明渡しが請求できる旨を追加し、関係条文を整理するものです。討論はなく、採決の結果全員賛成で可決すべきものと決定し

ました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終ります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第2号「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を定めるについて」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第2号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第2号「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第3号について、採決します

お諮りします。 本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第3号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号「川南町税条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第4号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第4号「川南町税条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号「川南町介護保険条例の一部改正について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第5号川南町介護保険条例の一部改正について反対討論いたします。

本条例改正案は、保険料率を平成27年度から平成29年度までを計画期間として、第6期介護保険事業計画に基づくものです。3年ごとに改定する65歳以上の介護保険料は、基準額で月額1,000円、年額1万2000円の値上がりです。

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に加え、地域のつながりがなくなる中、地域の中で互いに助け合い、支えあう関係づくりを行うため、本町では、基本目標に沿って、地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域福祉計画との連携を図りながらすべての高齢者が住み慣れた家（地域）で安心して、生きがいをもって暮らせるまち川南の実現を基本理念として、高齢者施策の推進を図っているのですから、障害があったり病気になっても、住み慣れた地域で最後まで普通の暮らしができる社会にしたいものです。

お金のある人は高額な有料老人ホームに入れても、年金暮らしの人は介護を受けるのも容易ではありません。グループホームなどの施設や人手も圧倒的にたりません。制度に問題があっても、改善には何年もの長い時間がかかります。介護で苦しむ人達は待ってられないのです。介護保険料は年金が年18万円以上あれば年金から差し引かれます。残った年金での暮らしは大変だとの訴えがあります。

介護分野の当事者の声は、なかなか行政に届かない面があります。

「いつでも、だれでも、どこでも必要な介護サービスが、負担の心配なく利用できる」制度の改善を求めて、反対討論と致します。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終ります。

これから議案第5号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第5号「川南町介護保険条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号「川南町営住宅管理条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第6号「川南町営住宅管理条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号「川南町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部改正について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第7号「川南町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部改正について」反対の立場から討論いたします。

消防庁長官は、平成25年12月25日各市区町村長・各消防長に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行に係る消防団の充実強化についての依頼を出しています。

この依頼の中で消防団員の退職報奨金を一律5万円（最低支給額20万円）引き上げることとしたこと。各団体において、消防団員の確保や報酬・手当の改善、装備の充実などについて、今般成立した法律並びに平成25年度補正予算及び平成26年度予算・地方財政措置を踏まえ、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。と自治体にも改善を求めています。

消防団員は一年中地域のたくさんの人たちが、いろいろな形で活躍しています。災害時には、地域の事情に精通した消防団員が真っ先に災害現場に駆けつけ活動します。日頃から訓練を行い持っている能力や技術を活かし地域の安心と安全を守るために頑張っています。若い消防団員は子育て中のお父さんもいます。ですから祖父母まで協力しています。消防団員の加入促進は、朝早く通勤で出かけ、夜遅く帰って来るのでとても、消防団に加入できる条件がないとの話も聞きます。若い消防団員は各自の職業に就きながら災害時等に活動します。消火活動や救助活動をはじめ、風水害の際は、河川の水位の警戒や土のう積みなど様々な災害対応が行われます。訓練もあります。消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしています。したがって今回提案されています消防団員の消防功労金の引下げには納得できません。よって議案第7号に反対致します。以上述べ、川南町消防団に係る消防功労金の支給に関する条例の一

部改正について反対討論とします。

○議長（竹本 修君）次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（米山 知子君） 議案第7号「川南町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部改正について」、原案に賛成討論いたします。

この議案は、消防功労金を班長及び団員の支給額を1万円、部長以上の階級については2万円を減額にするものですが、この議案を判断するには提案の背景を考慮する事が必要です。

消防団員が退職する際には2種類のいわゆる退職金が支給されます。まず、非常勤消防団が退職した場合に、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報奨金支払額が、一律5万円増額されることになりました。この共済基金については、町も、消防団福祉共済負担金として、平成27年度の予算に、72万9000円を計上しているところです。そして、もう一つの退職金にあたるものがこの議案の消防功労金です。

また、これとあわせ、議案第3号で提案された特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の中で、消防団員の出勤のうち、水火災及び捜索については従来、2,200円であったものを2.2倍の5,000円に引き上げる提案もなされ、先ほど可決されました。どちらも、消防団員の処遇に関する事で、議案7号だけを見るのではなく、議案3号もあわせると、実質的には処遇の改善につながっています。消防功労金を減額するという事は苦渋の判断ですが、先の敬老祝い金の廃止など、厳しい町財政を町民みんなで負担することにした経緯と、議案第3号で可決された出勤費を増額した財源の補充を合わせ、実質的には団員の処遇の改善になっているという現実をみて、この議案に賛成します。

○議長（竹本 修君）次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第7号「川南町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部改正について」反対の立場から討論いたします。

この条例は国が平成26年4月から消防団員の退職報奨金を全階級で一律5万円引き上げることに伴い、これまで川南町で消防団員の確保、消防活動の円滑化を図るために支給している消防功労金を1万ないし2万円引き下げようとするものです。その理由の一つに議案第3号で出勤旅費を上げることにより日々の手当を厚くし、国の功労金と合わせ総支給額としては引き上げになるとの説明がありました。

また88歳の祝い金や出産祝い金を支給しないことで同じような痛み分けするというの答弁は、何もかも同じ次元で考えるものでしょうか。

現在、全国的に防災意識が高まっている中、その先頭で活動する消防団のためによりやく国も団員の確保や責任の重さの中でその処遇を改善しようとしてよりやく国も予算増に踏み切りました。しかし、この7号の条例で消防団員の意識低下を招く政策は功労金を上げるか現状維持ならまだしも、わざわざ引下げを行うことに対しての町長の姿勢を問うものです。周りの自治体に比べて当町は比較的出勤旅費や功労金が高いなどの答弁もありますが、その金額を決定したのにはそれなりのその町の現状にそって決定していると思います。

東日本大震災で 253 名の消防団員が犠牲になったのは記憶に新しく、今後来るであろう南海トラフ巨大地震を想定してその柱となる消防団員確保の苦労を各分団しています。これからの団員はさらに自助共助公助の意味を住民に理解させることも重要となり、防災計画の中でも消防団員の存在は地域の中心にあると考えます。

昨年6月4日の大雨災害の時でも真っ先に足のない住民を山本自治公民館に避難させたのは役場ではなく消防団です。

川南町は団員の平均年齢が若いと言われていています。各団員の確保の苦労があつての結果であり、今回の条例を提案することは団員の士気が下がると考えないでしょうか。

支給されているときは増えているから良いという世界ではないと考えます。団員の家族の理解と団員の奉仕の精神で私たち住民は守られています。

以上で反対討論とし皆様の賛同をお願いします。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第7号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立少数であります。従って、議案第7号「川南町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部改正について」は、否決されました。

日程第7 議案第15号 「平成27年度川南町一般会計予算」

日程第8 議案第16号 「平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」

日程第9 議案第17号 「平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」

日程第10 議案第18号 「平成27年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」

日程第11 議案第19号 「平成27年度川南町下水道事業特別会計予算」

日程第12 議案第20号 「平成27年度川南町介護認定審査会特別会計予算」

日程第13 議案第21号 「平成27年度川南町介護保険特別会計予算」

日程第14 議案第22号 「平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第15 議案第23号 「平成27年度川南町水道事業会計予算」

以上、9議案を一括議題とします。

本、9議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。議案第15号「平成27年度川南町一般会計」の総務厚生常任委員会関係議案につきましては、賛成多数で可決であります。その審査経過及び意見等を報告いたします。

平成27年度予算は、四月に町長選挙を迎えるため骨格予算です。歳入歳出予算の総額 67 億

7700万円、前年度当初予算比0.7%減です。町税は、13億8803万4000円前年度比2.5%減、ふるさと納税1億5000万円の計上です。

歳出では、定住促進持家取得助成金1200万円の計上です。平成25年度からの事業で当初は、予定より少なかったが、26年度からは39件の申込があり町内22件、Uターン等17件の実績でした。町内業者を使うメリット等今後検討してはとの意見が出されました。

社会保障税番号に係る中間サーバー経費負担金は、653万6000円、自治公民館活動費980万円は自治公民館制度になって2年目の予算です。掲示板設置は自治公民館長の留守のとき訪れた方への情報掲示の場となるものです。

4月に行われる統一地方選挙に1373万2000円、国民健康保険事業特別会計繰出金1億9662万円、老人ホーム入所措置費に1億2431万円、介護保険費繰出金2億1329万円、障害福祉サービス費3億6291万円、後期高齢者医療療養給付費負担金に1億8792万円、児童措置費の私立保育園等委託料に4億1916万4000円、児童手当に3億952万5000円です。妊婦健康診査委託料1533万4000円、予防接種委託料4809万8000円、がん検診委託料1680万2000円等はそれぞれ工夫しているところですが、予防接種については、学校及び教育課との連携を密にしてほしいとの要望が出されました。

慎重に審査し、賛成多数で可決であります。

議案第16号「平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」については、歳入歳出の総額を30億2932万8000円とし、一時借入金の借入限度額を1億2000万円と定めるものです。国民健康保険税の歳入は5億9200万5000円の前年度比5501万5000円の減額計上です。本算定は6月です。

保険準備積立基金繰入金1億4000万円は保険税の増収が見込めないこと 保険給付費等の増による不足分を補てんするためのものであります。医療の高度化、高齢者の増等による一人当たりの医療費は上昇が見込まれます。基金の残額は1億2622万8000円です。

慎重に審査し、賛成多数で可決です。

議案第20号「平成27年度川南町介護保険認定審査会特別会計」については、歳入歳出の総額をそれぞれ446万2000円とするものです。主なものは、介護認定審査会委員報酬と事務補助賃金です。川南町・都農町の両町で年間50回の介護認定審査会を行っています。

慎重に審査し、賛成多数で可決です。

議案第21号「平成27年度川南町介護保険特別会計予算」については、歳入歳出それぞれ14億5044万7000円とするものです。前年度比2.3%増です。一時借入金の最高額は5000万円とするものです。介護保険法の改正により、地域支援事業が大幅に見直され、新しい介護予防・生活支援総合事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策の推進を遅くとも平成30年4月には実施しなくてはなりません。介護保険は高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです。わかりやすい利用のてびきが作成されます。

採決の結果、賛成多数で可決であります。

議案第22号「平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6068万6000円とするものです。後期高齢者広域連合に納付金として収めるものです。後期高齢者の数は1月末現在2524名です。

採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で、総務厚生常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第15号「平成27年度川南町一般会計予算」ほか議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第23号について、審査の経過と結果について報告いたします。

関係する主な現地審査を行った後、委員会室にて担当職員の出席を求め、委員全員出席の元審査いたしました。

議案第15号平成27年度川南町一般会計予算ですが、歳入の11款分担金の県営土地改良事業分担金79万1000円は、給水栓開栓10か所分と末端散水施設15か所分の見込計上です。13款国庫補助金の社会資本整備総合交付金1億8315千円については、さくらが丘住宅二の建設補助金で100分の45の補助率となっています。15款財産収入の立木売払収入1746万1000円は、村上地区の町有林の杉材その他の販売収入であります。歳出ですが、2款総務費の地域公共交通確保維持改善事業の719万7000円はトロントロンバスの運行委託に関わるものです。業務委託であることから厳正で効率の良い運営を実現するよう意見が付されました。3款民生費の児童館費15節工事請負費324万円は、放課後児童対策事業の一環で多賀小学校の家庭科室、並びに山本小学校図書室にエアコンの設置工事を行うものです。4款衛生費の環境衛生費のうち97万9000円は都農川南葬斎センターの4月から9月までの負担金であります。以降は西都児湯の広域火葬場に運営移行される計画となっています。同じく4款塵芥処理費の塵芥収集業務委託に関しては、町有パッカー車が経年劣化してきており、燃えるゴミの収集を全て業者に委託したいとの説明でしたが、この事については時間をかけて総体的に業務内容を見直し、次年度予算に活かすようにとの意見が有りました。同じくし尿処理費5574万3000円は川南都農衛生組合の負担金ですが、同組合の施設は業務開始から28年が経過。施設の耐久寿命を鑑み、このまま行くのか広域にするのか、いずれにしても施設のやり替えは避けられず費用が掛かることは明らか。後日のために基金積立はじめ、様々な検討を重ねるよう意見が出ました。6款農林水産業費の畜産業費のうち、川南町自衛防疫推進協議会補助金は50万円ですが、新年度からは全畜産農家からも負担金を拠出してもらい、町と折半で運用していくとの説明でした。10款教育費の小学校費、学校管理費のうち小学校講師賃金184万1000円は、山本小学校において複式学級となることを受け、できる限り対象児童の本来の学年の授業を充実すべく、講師を1名補充して年間約700時間の授業を実現しようとするものです。同じく教育振興費の消耗品費1736万4000円は、教科用図書の改訂に伴う教師用教科書並びにデジタル教科書の購入費用であります。全教科、全学年、5校分であります。

審査の結果、尾鈴地区土地改良事業の受益者分担金の計上に関わり反対の立場で討論がありましたが、採決の結果賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第17号平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ2496万5000円と定めるもので、前年度対比39万2000円、率にして2%の増となっています。歳入の主なものは使用料及び手数料が297軒で985万1000円、繰入金が1511万2000円で、歳出の主なものについては施設整備事業費が1037万9000円、公債費が前年度同額の1448万6000円となっています。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第18号平成27年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算については、歳入歳出の総額をそれぞれ1311万5000円とするもので、前年度対比165万4000円、率にして14%の増額となっています。歳入の主なものは使用料及び手数料で75軒分、370万1000円、繰入金が941万円、歳出の主なものは施設整備事業費が872万1000円、公債費が前年度同額の419万4000円となっています。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第19号平成27年度川南町下水道事業特別会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億928万8000円と定めるもので、前年度対比219万3000円、率にして2%の増となっています。歳入の主なものは使用料及び手数料が4536万2000円、繰入金6364万3000円、歳出の主なものは下水道事業費3670万2000円、公債費が前年度同額の7248万6000円となっています。討論はなく、採決の結果全員賛成で可決しました。

議案第23号平成27年度川南町水道事業会計予算については、業務の予定量として給水戸数を前年度と同じく6,337戸、1日の平均配水量を5,852m³としています。収益的収入及び支出では、水道事業収益の3億7494万6000円は前年度対比で1116万8000円、率にして3%の増、支出の水道事業費用3億7349万1000円は同じく2527万6000円、率にして7%の増となっています。資本的収入及び支出については、当初予算の時点で計画された負担金を伴う事業が予定されていないため収入を2000円に、支出は耐震性の低い石綿管更新工事や老朽配水管布設工事などを含み1億8861万3000円としています。この支出額は前年度対比1億5952万3000円、率にして46%の減であり、不足する1億8861万1000円は損益勘定留保資金1億560万円と繰越利益剰余金8301万1000円で補てんするものです。また、一時借入金の限度額は3000万円と定めています。討論はなく、採決の結果全員賛成で可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君）以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（米山 知子君）議案第15号「川南町一般会計予算について」今の委員長報告のなかで、教育振興費の消耗品費1736万4000円、教科書教科用図書の改訂に伴う教師用教科書並びにデジタル教科書の購入費用全教科全学年の5校分とありますが、もう少し詳しく内容を教えていただければと思います。

○議員（川上 昇君）教育課の関係職員に出席を求めてこの部分の審査を行いました。私が

報告しましたとおり、全教科全学年5校分、そして、デジタル教科書につきましては、教科書のスタイルをしたものではなく、いわゆるDVDといったデジタル用のデータのものだということでありました。その使用方法については、それぞれがパソコンなどを使用してスクリーンあるいはテレビなどを利用して教師の方から授業をするという説明でありました。

○議員（米山 知子君）ここの5校分ということは、小学校ということでしょうか。

○議員（川上 昇君）これは、小学校であります。10款教育費2項小学校費ということでの整理がされていますので、小学校分であります。5校です。

○議員（米山 知子君）今の話では、DVDとかパソコンとかスクリーンを使ってですが、それを全クラスで使うだけの施設の整備、それからパソコンの機材の整備はされているのでしょうか。

○議員（川上 昇君）どのように使用するか。ひとつの小学校で全学年同時に使用することはないとは想定されます。想定の世界で我々は審査をやっておりません。

○議長（竹本 修君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第15号 「平成27年度川南町一般会計予算」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第15号「平成27年度川南町一般会計予算について、反対討論をいたします。

歳入・歳出67億7700万円、前年度当初予算に比べ0.7%の減額予算です。

本町の財政状況は、国の成長戦略、いわゆる「アベノミクス」による経済政策によって景気が回復傾向にあるといわれておりますが、本町においてはそのような効果は現れておりません。交付税や補助金などに依存している本町財政は今後も厳しい状況が続くことが予想され、今後も自主財源の確保が必要となっております。平成27年度当初予算編成は、町長の改選期に当り骨格予算の編成です。従って経常経費を主体にした予算計上したとの提案です。

さくらが丘住宅建設の予算など評価できる内容もありますが、昨年四月からの消費税増税を国言いに認め、使用料、利用料、水道料金等に転嫁された町民の負担を増やすものであり認められません。

平成27年度も行財政集中改革プランによる、保育所の民営化など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算です。

学校給食調理業務は、民間企業に委託して9年目の予算計上です。

十文字保育所・川南東保育所、野田原・記念館・山本保育所の三園統合の民営化、老人ホームの社会福祉法人への民営化も、給食調理場の民間委託も安上がり論と同じ目的で継続して強行されています。

また、26年度から文化ホール・図書館が指定管理者となり、町の手から離れました。

この「民営化」が「民間でできることは民間で」「官から民へ」という構造改革路線を背景に「安上がり保育」をめざすために具体化されたものである以上「子どもと地域の未来を守る」立場と相いれないことは明らかであり、認めるわけにはまいりません。住民のための公共サービスへの公的責任を投げ捨て、行政がやるべき仕事を民間に丸投げし、「市場原理」にゆだねることには反対です。

町民の暮らしと営業の実態は、消費税増税分を上乗せする状況にはありません。

また、個人番号制度に伴う予算が計上されています。当局や国の説明によればマイナンバー制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤で、官と民における社会保障と税の分野の様々な個人データを、国民に十二桁のナンバーを付けて管理し情報ネットワークシステムを通じて確実に名寄せ・統合して利用できるようにするものとしていますが、マイナンバー制度をおこなえば町民の自己情報コントロール権は形骸化するとともに、外国で深刻な社会問題となっている大量の情報漏えいやプライバシー侵害のリスクをさらに高めることになると、日本弁護士連合会も指摘しています。プライバシー侵害などを常態化する、初期投資だけで3000億円の巨大プロジェクトにもかかわらず、具体的なメリットも費用対効果も示されておらず、税や社会保障分野での徴税強化や社会保障給付削減の手段にされます。現在、サイバー攻撃などから完全に防御できるシステムは構築されていませんし、その構築費用は甚大になると言われていますが、政府はその費用を国民に明らかにしていません。また、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがある場合、番号の変更ができますとしています。しかし、番号が変更したことを徹底する法律上の規定はありません。すでに番号の利用範囲を拡大し民間利用が進んでいる米国では番号変更が行き渡らないことによる社会問題が起きています。今月、安倍政権はマイナンバーを預金口座などにも適用拡大することや、企業が個人情報を経営に利用しやすくする内容の法改正を閣議決定しています。国民の権利を危険に陥れる制度は、実施を強行するのではなく中止を決断し、廃止すべきです。

町民の暮らしが、今いかにたいへんなのか、町民目線でみれば、はきりしています。国言いなりの町制ではなく、安倍政権の暴走にはっきりNO！と言い、町民の立場を貫く町制こそ求められています。従って町民の福祉の増進を図るといふ地方自治本来の使命をゆがめる予算には反対です。

以上、平成27年度一般会計予算についての反対討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第15号 「平成27年度川南町一般会計予算について」、反対の立場に立って討論いたします。

その理由4点について申し上げます。一点目、原案中、国営土地改良事業費に係る宮崎県営畑地等整備事業である尾鈴北第2地区整備事業等において川南町が支線を開設した受益者から応分の負担金を徴収しない事実は、土地改良法91条3項及び川南町条例第10号、県営土地

改良負担金徴収条例に違反する違法な財務会計上の怠る事実確認。二点目、川南町が本件総合整備事業において、開栓手続きしていない受益者から負担金4,100円を徴収していない事実は、土地改良法91条3項及び本県負担金徴収条例に違反する違法な財務会計上の怠る事実確認。三点目、川南町が国営土地改良事業の施行に伴い設置される土地改良区に対して助成する経営賦課金の不足額のうち、開栓手続きがなされていない給水栓によって経営賦課金が徴収されないことにより生ずる尾鈴土地改良区の運営費の不足額分に対する助成金支出の差止め等。

現在係争中の行ウ第7号財務会計上の怠る事実確認等請求事件に関する予算が含まれていること。四点目、本件事業は畑地灌がい主たる目的であるにも関わらずそれに逸脱し、目的外に利用する畜産用水補助金が含まれています。

従って、これらを看過できない事を理由とし、原案に反対するものであります。皆様方の賛同を求めて討論を終わります。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり。〕

これで討論を終わります。

これから議案第15号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第15号「平成27年度川南町一般会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時03分休憩

.....

午前11時13分再開

議案第16号「平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第16号「平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について」、反対の討論をします。

国民健康保険法は、その一条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。

各地で高すぎる国保料を引下げる動きが広がっています。日本共産党の発行する赤旗日曜版編集部の調べでは、全国で少なくとも13自治体が2015年度に国保料引き下げを予定しています。

この背景には、2015年度、国の「保険者支援制度」が拡充され、国保に1700億円の支援金が交付されることがあります。

「国保料が高すぎる」という国民の批判に、政府も答えざるを得なくなったものです。政府は、保険者支援制度の拡充による一定の低所得者対策も講じながら、今国会で、国保の運営主

体を市町村から都道府県に移行させる法案を強行しようとしています。その狙いは、市町村が行っている国保への公費支援をやめさせることにあります。国保料のさらなる値上げにつながるものであり、日本共産党は反対しています。国保料の引き下げへ、支援金活用や公費支援拡充を行うかどうか。自治体の姿勢が大きく問われます。

しかしいま、「社会保障の向上に寄与する」と明記した、国民の命と健康を守るための制度が、手遅れによる多数の死亡者を生み出しているのです。背景には、個人の支払い能力を超えた高すぎる保険料（税）があり、この値上げに歯止めがかかっていません。保険料（税）を払えない人や無保険の人が多数生み出され「国民皆保険」の理念は崩壊の危機にひんしています。国保財政を危機におとし入れ、保険料高騰と滞納者の悪循環を引き起こした元凶は、国庫負担の削減です。国庫負担を増額し、国保料（税）を引き下げる以外に、いまの事態を解決する道はありません。川南町でも基金などを使用して、高く払えないという町民の声に応えてほしいと思います。よってこの予算案について反対します。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第16号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第16号「平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号「平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第17号「平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号「平成27年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第18号「平成27年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号「平成27年度川南町下水道事業特別会計予算」について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第19号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第19号「平成27年度川南町下水道事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号 「平成27年度川南町介護認定審査会特別会計予算」について討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第20号「平成27年度川南町介護認定審査会特別会計予算について」反対討論をいたします。

介護保険制度の利用に決定的な役割を果たしているのが、要介護認定です。

要介護認定は、介護を要する状態を正確に把握し、その人にもっともふさわしいサービスの内容と量を判断するために行われるものです。

申請を受けた町は、申請した人を訪問し、74項目にわたる調査を行います。

この調査と並行して、町は申請者の主治医に意見書の提出を求めます。

町は専門的な第三者機関として介護認定審査会が設置されています。認定審査会は、調査項目を全国共通のコンピューターソフトにかけて得られた第一次判定結果と、主治医の意見をもとに要介護状態の審査で判定を行います。判定によって、介護保険給付が受けられない非該当、要支援1、2、要介護1～5となります。判定結果が町から通知されてサービスを受けることとなりますが、急を要する場合、申請した日にさかのぼってサービスを利用できます。この認定制度には多額の事務費が使われていますが、判定では機械的に利用制限がかけられています。

要介護認定制度は廃止し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供できるようにすべきです。介護認定審査特別会計予算について、反対討論とします。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終ります。これから議案第20号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第20号「平成27年度川南町介護認定審査会特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号「平成27年度川南町介護保険特別会計予算」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第21号「平成27年度川南町介護保険特別会計予算について」反対討論をいたします。

介護保険制度は、1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行されました。国は当初「家族介護を解決」「社会全体で介護を支える」ために介護保険制度を導入しました。

介護問題は現在の高齢者だけの問題ではありません。年間10万人を超える人が家族の介護のために離職・転職を余儀なくされているなかで今や現役世代も含めた国民的な課題となっております。

今回介護事業者に支払われる介護報酬が2.27%引下げられることになりました。介護の崩壊をまねくと関係者や介護関係団体はもちろん、福祉関係を基盤とする自民党議員からさえ、きびしい批判の声があがっています。

この引下げは、2003年度の2.3%引下げ、2006年度の2.4%引下げに並ぶ過去最大級の引下げです。

しかも、介護職員処遇改善加算が1.65%、認知症高齢者対応事業所への報酬加算が0.65%見込まれていますから、それ以外の部分は4.48%もの大幅削減となります。政府は「介護職員の賃金は引上げる」と言いますが、事務職員や理学療法士など、介護職員以外の職種は対象になっていません。介護事業所の3割は赤字経営といわれており、介護報酬が大幅に削減されれば、職員の処遇改善どころか、最悪の場合、事業所の閉鎖や撤退という実態にもつながりかねません。

政府は、社会福祉法人などの介護事業者には内部留保があるから介護報酬を下げる余裕があるなどと言っています。しかし、社会福祉法人の内部留保は、大企業の内部留保とは違って、株主に配当されるものではなく、特養ホームなどの新設を行うための原資となるものです。介護難民解消のために特養などの増設が必要な時に、それを妨害する予算であると言えます。

介護報酬は、介護サービスを行う事業者から介護保険から支払われます。金額は国がサービスごとに決めています。事業者は施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養病床）や在宅（訪問介護、デイサービスなど）のサービスを提供します。

介護報酬の1割は利用者が負担し、残り9割は公費（国と自治体）と介護保険料（40歳以上の人が支払う）で半分ずつ負担します。

職員の給与は介護報酬から支払います。そのため、今の介護保険制度では、介護報酬を引下げれば職員の待遇が悪化し、引き上げると保険料や利用料の負担増に跳ね返る大きな問題があります。

特養ホームの職員が足りないのは、賃金が低いその上、長時間労働、不払い残業、夜勤時の

仮眠や休憩時間が確保できないなど労働条件が劣悪な職場が多い。職員が辞めると、残った職員の労働が強化され、さらに辞めるという負の連鎖が存在しています。

政府は、介護職員の賃金を上げると言いますが、特養ホームの支出の7割近くは人件費です。介護報酬全体を引下げたら、賃金上がる保障はありません。

特養ホームは、老人福祉法第1条に明記された老人の福祉を図る非営利の施設です。地域で生活が困難な高齢者を受け入れる役割を果たしています。そのため、主に介護報酬で運営しており、有料老人ホームなどに比べ利用者負担を抑えています。介護報酬の引下げは、特養ホームの運営を直撃する大問題です。

特養ホームに入所を申込みながら待機している人が多数います。どこでも2～3年待ちが当たり前になっています。

高い介護保険料は年金が年間18万円以上の人から差し引かれ、残ったお金で生活しています。手元に残った年金は2万円、どうやって生活しているかわかりますか。特養に入るしかないのかと考えるが、自由に外出もできないかごの鳥になると聞くので動けるうちは頑張っています。と一人暮らしの方のお話を聞きました。要介護認定を受けたにもかかわらず、必要なサービスが利用できない、まさに保険あって介護なしの状態を根本的に変えて国民誰もが使いやすい制度にすることは、切実な要求です。

川南町の高齢化率は増加傾向です。要支援者が多く利用している介護保険サービスの中に、ホームヘルパーによる掃除、洗濯、調理等の生活支援があります。時間内に掃除、洗濯、食事づくりはとても終わりません。

要領が悪い、時間を守ってくださいと指導を受けますが、顔を見ながら話し相手もしないと利用者さんは落ち着きません。何べんも同じ話を繰り返し聞きながら掃除をしたりして切りが良いところで帰っているそうです。雇い主には決められた時間のみの報告です。自分が要領が悪いからだと自分を責めて結局仕事は辞められました。

矛盾がたくさんあります。市町村の判断で要支援を保険サービスの対象外にできる仕組みになろうとしています。

現在は、要支援と認定された人には保険サービスを受ける権利があります。しかし、見守りや、配食等をボランティアに担わせる安上がりな総合サービスを新たに導入しようとしています。

これは、要介護認定で要支援と認定された人を、市町村判断で保険サービスの対象外にできる仕組みであり、給付費削減の強力な手段にされる危険があります。

ヘルパーによる生活支援は、単なる家事の代行ではありません。支援を必要とする高齢者の命綱です。心身の状況を把握し、状態により働きかけることにより、生きて活動する意欲を引き出せるものです。

高齢者が元気で利用者が少ないことが良いことです。しかし、必要な介護まで受けられないようになっては、利用者も家族も大変な負担となります。

国が町民の暮らしを脅かす仕打ちをしてきたら、それに立ちはだかつて、町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす、これが本来の自治体の仕事です。

高齢者が住み慣れた家（地域）で安心して、生きがいをもって暮らせる町川南を目指しているのですから、何よりも高齢者にとって必要な介護が受けられなくなったり、介護予防に逆行することのないよう高齢者の実態を踏まえ、介護保険制度を抜本的に改革し、安心できる制度にしていくためには、国庫負担の大幅な引き上げが不可欠です。

しかし、その財源を逆進性が明らかな消費税に求めることは、所得の再配分を通じて平等化を目指す社会保障のあり方として根本的に間違っています。

財源は国家財政、税制を国民本位に組み換えることで、十分に確保が可能です。払える保険料と、利用しやすい利用料を求め、社会保障としての介護保険制度を求めて反対討論とします。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。これから議案第21号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第21号「平成27年度川南町介護保険特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号 「平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第22号「平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について」反対討論をいたします。

予算は後期高齢者広域連合納付金1億5719万1000円が計上されています。

この特別会計は、平成20年4月1日に発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上のすべての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に入れられました。75歳以上の人は、家族構成や就労状況、年収などにかかわらず、74歳以下の人とは別の保険に強制的に囲い込まれたのです。川南町の1月末では、2524人が後期高齢者医療保険に加入しています。①これまで負担のなかった扶養家族を含め一人一人から保険料を取り立てる。②受けられる医療を制限し差別する別立て診療報酬を設ける。③保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる。④保険料を払えない人からは保険証を取り上げる。

この制度は、高齢者を他の年齢層から切り離し、高い負担と安上がりの差別医療を押し付けることにあります。病気にかかりやすく、治療に時間がかかる後期高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、負担増を我慢するか、不十分な医療を我慢するか、の二者選択に迫り込んで、医療・社会保障にかかる国の予算を削減することがねらいです。

また、後期高齢者医療制度を運営するのは、後期高齢者医療広域連合議会です。川南町からはこの広域連合に誰も選ばれていません。後期高齢者医療広域連合議会は国が法律で加入させ、脱退も認められていません。運営主体は広域連合議会ですが、保険料の徴収、督促、保険証の受渡し、受付窓口業務など住民と直接やり取りする多くの業務は川南町が行います。広域連合議会では住民の声が届きにくいなど問題点があります。保険料も後期高齢者の人口比率が増えるのに応じて、自動的に引き上がる仕組みです。高い保険料や差別医療を押し付けるもので、廃止しかないと考えます。

後期医療の保険料値上げのほか、年金額引き下げや介護保険料の引き上げもあります。少ない年金から介護保険や後期高齢者医療保険料が天引きされると生活は本当に苦しい。どこまで高齢者をいじめるのかという不安の声が広がっています。後期高齢者医療制度の廃止は待たなしの課題です。

老人保健制度に戻すとともに、必要な財源措置を行うことを求め、反対討論とします。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。これから議案第22号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第22号「平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号「平成27年度川南町水道事業会計予算」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第23号「平成27年度川南町水道事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 同意第1号 「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、11名であります。次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に濱本義則 君及び川上昇 君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第八十三条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

濱本義則君及び川上昇君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数11票、そのうち賛成6票、反対5票。

以上のとおり、賛成が多数であります。従って、同意第1号「教育委員会委員の任命について」は、これに同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第17 発議第1号 「川南町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（徳弘 美津子君）発議第1号 「川南町議会委員会条例の一部改正について」趣旨説明を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長制度が廃止され、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置き、教育長が教育委員会の会務を相似し、教育委員会を代表することになるための一部改正であります。

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹本 修君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

発議第1号「川南町議会委員会条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、発議第1号「川南町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18「閉会中における議会広報編集特別委員会活動について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第19「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出がありません。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成27年第2回川南町議会定例会を閉会します。おつかれさまでした。

午前11時47分閉会
